

西周「人生三宝説」を読む（三）

鈴木 修 一

十 政府上、少々可カラザルノ性質ハ、即チ事務分掌ノコトナリ

さて、国憲（＝三権分割ノ論）と政体について、「上ノ二性質ハ、政府上、本体上、少々^{（ママ）}ヘカラサルノ性質ニ非スシテ、時處ノ変更ヲ受クヘキ者」とされるのに対して、「而シテ政府上、本体少々可カラサルノ性質ハ、即チ事務分掌ノコトナリ、是亦三宝説ニ係ハリテハ、分チテ四項トナス」として、「内部合法上ノ義務」、「外部合法上ノ義務」、「政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務」、「道德上ノ義務、即チ道義」の四項が、国憲政体のいかんにかかわらずすべての政府が担わなければならないものとされる。

しかし、「内部合法上ノ義務」と「外部合法上ノ義務」が「政府其会社全列ニ対スル^{（1）}」（五三六頁）すなわち、国全体社会全体に関わる義務とされるのに対して、第三項は「政府自己」の義務であって、「会社全列ニ対スルノ、義務ニ非ルコト」（五三八頁）であり、第四項は、「政府ノ合法上ノ責分ニ非ス」（五三七頁）である。いずれも三宝に関わることは確かだが、前二者は「合法上」（国内における、国外に対する、法律上の）の事務分掌であるのに対して、後二者は「合法上」外の事務分掌とされるのである。

第一項の「内部合法上ノ義務」については、「凡ソ是ニ属スル者、綜紀、戸籍風憲、警部衛生警部ノ一種、民法裁判、刑法裁判、等ノ如シ、是亦全特ノ別アリ」で、「綜紀、風憲ノ如キハ、列位ノ三宝ニ兼涉リ、其傷害ヲ未発ニ保護シ、衛生ノ如キハ、特ニ健康ノ一宝ヲ傷害未発ニ保護スル者ナリ」（五三五頁）と言われる。「風憲」とは風紀取り締りのこと。「是亦全特ノ別アリ」と「亦」と言われるのは、先に「政府ノ形質ヲ論スレハ、社交中会社ノ一種ニシテ、固ヨリ区別ナシ、唯其度量ニ至テハ、全特ノ別ナキ能ハサル耳」（五三三～四頁）と言ったことに対応しているのだろうが、ここでも同様に、「内部合法上ノ義務」としての「全特ノ別」とは、三宝のすべてに関わるか、一部に関わるかの相違について言っているのである。すなわち、「内部合法上ノ義務」は「全特ノ別」はあっても、三宝を「保護」する機能を果すというのである。具体的には、「綜紀、戸籍、風憲」そしておそらく「警部」は「列位ノ三宝ニ兼涉リ」、つまり、三宝のすべてに関わり、「警部ノ一種」とされる「衛生⁽²⁾」は三宝の一たる健康に関わって、三宝が損なわれないように保護するのである。

このように「綜紀、戸籍、風憲、警部、衛生」は三宝の「傷害未発ニ保護スル」機能を果すのに対して、「而シテ民法刑法ノ如キハ又兼テ三宝ノ傷害ヲ既発ニ保護スルナリ」（五三五頁）である。すなわち、「民法刑法」は、三宝が傷害されないように保護すると共に、それでも傷害されてしまった場合には、「民法」は「猶本ニ復スルコトヲ得ヘキ者トシ」、「刑法」は「既発ノ傷害ヲ復スルニ道ナシト雖トモ」（例えば、極端な例で殺人のようなことを考えれば）、「因テ以テ他ニ及ホシ」（抑止効果として）、「未発ノ傷害ヲ保護スル者ナリ」（同右）であるとされる⁽³⁾。すなわち、「民法刑法」は三宝の「傷害未発ニ保護スル」と同時に「既発ニ保護スル」機能を果すと考えられているのである。

かくして、第一項は「此處綜紀風憲ノ事務ヨリ民事、刑事ノ事務ニ至リ、自ヲ浅深厚薄アリテ未発ヨリ既発ニ接シ、復反テ未発ヘ接スル自ヲ其順序アルカ如シ」（五三五～六頁）と結ばれるが、最後の「……自ヲ其順序アルカ如シ」と言うのは単なる修辞上の綾にすぎないと思われるが、いかがなものであろうか⁽⁴⁾。

さて次に第二項「外部合法上ノ義務」も第一項同様「政府其会社全列ニ対スル」ものである。「凡ソ是ニ属スル者、外交[○]外務、兵備[○]海陸軍」とされる。外交に関しては「外交ノ以テ起ル由縁ハ、我カ会社全列ノ三宝ヲ他ノ会社ニ対シテ保護スルニ非ル莫シ」（五三六頁）と、すなわち、外国からのわが国の三宝への侵略を保護することを目的とし、兵備に関しては「兵備ニ至テハ、三宝ニ関スルコトナキカ如シト雖トモ、我カ会社列位ノ三宝ヲ暴ニ傷害セント欲スル者アレハ、之ヲ以テ之ヲ保護セサルヲ得ス、況ンヤ、三宝ノ依テ以テ存スル土地管轄ヲ奪ハント欲スル者ヲヤ」（同右）と、すなわち、外交は平和的手段による外国に対しての三宝の保護であるのに対し、兵備は、暴力に対して暴力でもっての外国に対しての三宝の保護であって、目的は手段の相違はあっても、同じであるとされる。兵備は直接三宝にかかわらないように見えるが、と断っているが、それは外交も同様であろう。直接に関わらないとは、三宝を増進する方向には働かないという程度の意味であろうか。西はこのように外交兵備を消極的に保護という観点からしか捉えていないが、しかし、外交には現在において端的に見られるように、当時においても欧米列強諸国が、むしろ貿易による三宝の増進のために、兵備と相携えてかかわっていたこと大であった点をどう見ていたのであろうか。それに兵備を充実することは一面で人民の重税負担を犠牲に供する反面、商売会社の三宝を増進する面もあったのである。外国からの兵備の充実によるにしろ、国内生産のそれによるにしろ。この点を勘案すると、直接かか

わらないとは言えないのではないか。

上記のように述べた後、次のように言われる。「此二項ハ政府其会社一同ニ対スル、合法上ノ義務ニシテ、直チニ保護ト云フ一義ニテ之ヲ盡シ、約シテ云ヘハ、其人民ノ性命、健剛ヲ保護シ、其人民ノ知識ヲ保護シテ、欺詐ヲシテ行ハレサラシメ、其人民ノ富有、財産ヲ保護シ損害莫ラシムルノ外ナシ」(同右)。外交兵備については西は終始、三宝の保護という観点からの平和論者である。この点では、同時期の、特に『文明論之概略』第十章「自国の独立を論ず」に見られるような福沢諭吉の考えとは対照的であると言えよう。例えば福沢は次のように言う。「……戦争もまた然り。単にこれを殺人の術といえ、^{にく}悪むべきが如くなれども、今直^{ただち}に無名^{いくさ}の師を起さんと欲する者あれば、たとい今の不十分なる文明の有様にても、不十分は不十分のままに、あるいは条約の明文あり、あるいは談判の掛引あり、万国の公法もあり、学者の議論もあつて、容易にその^{もうきよ}妄筭を許さず。またあるいはただ利のためにあらずして、国の榮辱のため道理のためにとて起す師もなきにあらず。故に殺人争利の名は、宗教の旨に対して穢^{けが}らわしく、教敵たるの名は免かれ難^{がた}しいえども、今の文明の有様に於ては、止むを得ざる^{いきおい}の勢にて、戦争は独立国の権義を伸ばすの術にして、貿易は国の光を放つの徴候といわざるを得ず⁽⁵⁾。」この主張の是非はここでは問わないが、福沢は西と較べて、外交兵備について多面的に捉えていると言ってよいだろう。

なお西には『明六雑誌』第十九号(明治七年十月)に掲載された「秘密説」という論説があり、わずか四頁の小論であるが、外交兵備について触れているので、それを見ておこう。秘密という語についての枕の部分はさておいて、「所謂秘密ナル者猶政事ノ上ニ存スルコト」(一・ウ)と言い、蓋シ世間明ニ至ルモ秘密ノ會テ廢ス可ラサル者⁽⁶⁾が三つあるとされる。「道德上^{モラル}ノ秘密」、「兵機上^{ボリス}ノ秘密」、「政略上^{シー}ノ秘密」である。

「道德上ノ秘密」は「中菁ノ言」（＝寢室でのむつ言）を初めとして、猫犬の屎まで、「醜ヲ掩ヒ穢ヲ隠ス」であり、「故ニ道德上ノ秘密ハ事ノ尤已⁽⁶⁾ ム可ラサル者ナリ」（以上、一・ウ～二・オ）とされるが、これは、当面の外交兵備というテーマとは関係なしとしてよいだろう。（もっとも現代においては、この「中菁ノ秘密」が外交兵備上の大事件になって世を騒がせたことが多々あったので、無関係とは言えまいが、それは西の関知しないことであろう。）

西の議論と関係するのは、後の二つである。「兵機上ノ秘密」については「所謂帷幄ノ籌策洩ラス可ラサル者ナリソレ兵ハ凶戦ハ逆固ヨリ常道ヲ以テ論ス可ラス古ニ曰ク機事密ナラサレハ則チ害成ル」と言われ、「政略上ノ秘密」については、国内的なものについて述べた後、「……唯外邦交際等ノ事ニ至テハ必ス明言ス可ラサル者アリ所謂^{セクレットコンセンサス}秘密盟約ノ如キ公法ノ條規亦許ス所タリ」と言われる。したがって、政治上のこれら三つの秘密は「事ノ已ム可ラサル者」（以上、二・オ）である。なおこれ以外に政治上のもう一つの秘密があるとされ、明治七年の「征台」（＝台湾征伐）の件などを例にあげて論じられているが、それについてはこれ以上言及しない。

さらにもう一点言及しておくなら、「兵備」について、西はもっぱら対外的に三宝の保護の観点からしか触れていないが、現在もそうだが、当時であっても、と言うより、当時においては差し当り、国内的に優先された治安上の観点があったことを忘れてはならないだろう。それは次のように指摘される側面である。「天皇制軍隊は、「内は以て草賊を鎮圧し、外は以て対峙の勢を張る」目的を掲げて創設された。「草賊」——士族暴動にたいしては、徴兵の鎮台兵が差し向けられ、その「兵氣凜然」が讃えられ、「均しく皇国一般の民」としての人民の愛国心への信頼が当局者によって表明された。」といわれるような「人民威圧の専制

支配の象徴⁽⁷⁾」としての側面である。これは次項の「政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務」ということになるのであろうか。

十一 事務ニ従服スルノ先後ハ、目的ト方略トノ関係ニ在テ、目的ノ輕重ニ在ラサルナリ

第三番目の事務は「政府自己ノ三宝ヲ、保存スルノ務メニシテ、会社同列ニ対スル、義務ニ非ルコト明カナリ」（五三八頁）と、すなわち、政府が自己を維持するために、政府自らの三宝を保存するためのものであって、国内の個々の会社及び社会に対する「内部合法上ノ義務」とは明確に異なるとされる⁽⁸⁾。そうであるけれども、「第三項ノ事務ハ政府ニ在テ猶一人ノ三宝アルカ如シ」（五三六頁）である。なぜならば、「政府モ一人ノ人ノ如シ、官員ナケレハ政府存スルコト能ハス是猶一人ノ健剛ノ如シ、又政府ノ銓衡任使黜陟ノ事ハ猶一人ノ知識ノ如シ、此事務ナケレハ政府ハ唯鳥獸ノ群ノ如キノミ、而テ財政即征税ヨリ官祿ト用度トノ分配ハ、大蔵猶一人ノ富有ノ如シ、是無レハ政府亦自ラ存立スルコト能ハサルナリ」（同右）であるからである。すなわち、健康としての「官員」、知識としての「銓衡任使黜陟（＝降官あるいは免職）」、富有としての「財政」の三宝の貴重増進が無ければ政府の存立が不可能になってしまうからである。

けれども、と言う。「然ルニ是ニ由テ前ノ二項（＝内部合法上ノ義務と外部合法上ノ義務）ト此一項（＝政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務）ト前後輕重アルヲ知ルヘシ、前二項ノ如キハ政府ノ責分ニシテ、必ス盡ササル可ラサル義務ナリ、今若シ政府アリテ、第三項ノ事務ニ従事シテ前ノ二項ノ事務ヲ忽略セハ、猶家ニシテ肥大強健ノ贅婿アルカ如キノミ」（五三六～七頁）と。すなわち、前二項は政府が必ずなさなければならぬ義務であって、この一項をなすために前二項を疎かにするよう

なことがあるなら、それは家を肥大強健にすることになっても、その家に住む人の益にはならない無用のいわば単なる箱物にすぎないものになってしまうと言うのである。すなわち、国富んで人民貧し、という主客転倒になってしまうと言うのである。だから、「前ノ二項ハ、第三ノ一項ヨリモ、一層切要ニシテ、政府ノ一日モ、忽棄ス可ラサル所タルハ言ヲ待ス」（五三七頁）なのである。実現さるべき「目的」という観点からは、前二項は第三項よりも「重」なのである。

さらにしかし、と言う。「然レトモ、事務ニ従服スルノ先後ハ、目的ト方略トノ関係ニ在テ、目的ノ輕重ニ在ラサルナリ」（五三八頁）。先ず事をなすに当っては、目的を立て、それを成就するための手段を考えるのが順序であるが、いざ実施に際しては、手段を確立しなければ、目的達成のための行為に就くことはできないのであって、手段の確立が先になされなければならない。実現されるべき目的の輕重にかかわらず、である。したがって、「故ニ目的ハ主タリト雖トモ、後來達スヘキノ正鵠ニシテ、方略ハ客タリト雖トモ、現在ニ服用スヘキ弓矢タリ、是ヲ以テ政府前二項ノ義務ヲ盡シテ善美ヲ極メムト欲セハ、宜シク先ツ第三項ノ事務ヲ整理シテ、遺策ナカルヘシ、是即チ此三宝説ノ要訣ニシテ、曰ク、自己ノ三宝ヲ貴重セヨト云フノ旨趣ナリ」（同右）。

この記述には奇妙な転倒が見られないだろうか。実現されるべき目的を実現するためには、その実現に従事すべき手段を「整理」し「遺策」のないようにするべきだと、一見当り前のことを言っているにすぎないように思える。しかし事実においてはこの主張は、「後來達スヘキ正鵠」のために、「現在服用スヘキ弓矢」を貴重増進しなければならない、というのであれば、後来のために現在を犠牲にして、「家ニシテ肥大強健ノ贅婿アルカ如キ」になりかねない危険性を秘めているのである。歴史的に見ても、明治専制政府の執った富国強兵政策はまさにその危険性の

うちにあったのである⁽⁹⁾。

「故ニ人苟モ、人ノ三宝ヲ貴重シ之ヲ助ケ長セムト欲セハ、将ニ先ツ、自己ノ三宝ヲ貴重伸達スヘシ」であり、「古ヨリ己レ危ウシテ、能ク人ヲ救フ者アラサルナリ」であるからである。例として「譬ヘハ人アリ水ニ溺ル、ノ人ヲ救ハムト欲セハ、己レ先ツ陥没ヲ恐ル、コトナキノ地ニ立ツヘシ」と言われる（以上、同右）。

しかし、この例はここでは適しいものとは言えないであろう。この例は「同生同人ニ交ハル」場合にこそ適しい例なのではないか。「人生三宝説（二）」の末尾で言われた「三大宝ノ二（＝健康と富有）ヲ棄テ、以テ其一（＝知識）ヲ全ウスル」という孔子の言う「身ヲ殺シ以テ仁ヲ成ス」場合がそれである。そこではこう言われていた。「人世変ニ遭ヒ時艱ニ罹リ道義正ニ旺スル時ハ、同生同人ノ為ニ奮テ死ヲ顧ミス以テ其道義ヲ全ウスルコトアリ」（以上三九・三・ウ）と。したがってこの場合、「己レ先ツ陥没ヲ恐ル、コトナキノ地ニ立ツ」こともなく「人ヲ救」おうとすることも在りうるのである。この例を、政府と人民との関係に適用して、政府が人民のために「己レ先ツ陥没ヲ恐ル、ノコトナキ地ニ立ツ」ことを優先するなら、「人ヲ救」うという名目で政府は、人民をいくらかでも犠牲にしてことを行うことができるのであり、事実、明治専制政府が行ったのは、そういうことだったと言えるのではないか。「能ク人ヲ救フ」ことができるようにと、「己レ先ツ陥没ヲ恐ル、コトナキ地ニ立ツ」ことを優先して、結果的には、「前ノ二項ノ事務ヲ忽略」して「家ニシテ肥大強健ノ贅婿アル」ことになりかねない危険性がそこには秘められているのである。これはなにも明治専制政府に限られたことではなく、現在にまで連綿として続く、官僚制の陥穽であると言ってもよいのであろう。

さて西の所説を先に進めよう。この例を挙げた後、次のように論説さ

れる。「此ノ旧縁ヲ以テ、政府其本分ノ義務ヲ盡シ、責任ヲ果サムト⁽¹⁰⁾ 欲セハ、先ツ第三項ノ事務ヲ整理スルハ、第一先務ノ着手方略タルヘシ」とされて、それは「別ケテ三項」と言う（五三九頁）。すなわち、

「其一官ヲ設ケ職ヲ制スル勉メテ簡易ニシテ贅官冗員無ラシムルナリ」

「其二銓衡ヲ審カニシ、任使ヲ専ラニシ、勉メテ公平ニシテ濫選、泛授、無ラシムルナリ」

「其三出納ヲ嚴ニシ分賦ヲ詳カニシ、勉メテ節儉ヲ主トシテ、虚実、浮糜、無ラシムルナリ」（同右）

の三項である。この三項が「先ツ取ルヘキ方略ノ、最大緊急事務」（五四〇頁）である。

「其一」については次のように説明される。「蓋シ政府ノ官員アルハ、猶人ノ耳、目、鼻、口、手、足、指爪アルカ如シ、勉メテ運用自在ナラシムヘシ、今贅官ト冗員トハ猶人ノ贅疣（＝いぼ）ト六指（＝指が六本）、欠唇（＝三つ口）、等ノ如キノミ、是ニ因テ其用ヲ敏捷ナラシムルニ非ス、反テ是ニ因テ其用ヲ遲滯ナラシム、故ニ此一項ハ政府自ラ第一宝（＝健康）ヲ貴重セサル可ラサル所以ナリ」（同右）と。この第一項については何も拙論することはない。

「其二」については、「蓋シ政府ノ選任ヲナスハ猶人ノ五官ヲ具シテ、外物ヲ知覚シ、其適用ノ物ヲ取テ、己レカ用ニ供スルカ如シ、今濫選、泛授用ウル所、其人ニ非レハ、猶人ノ菽麦（＝豆と麦）ヲ弁セス、馬鹿（＝馬と鹿）ヲ一視スルカ如シ、特ニ冠履ヲ顛倒スルノ笑フヘキ耳ニ非ス、又將ニ盜ニ利刃ヲ授ルノ禍ヲ貽サムトス、故ニ此一項ハ政府自ラ第二宝（＝知識）ヲ貴重セサル可ラサル所以ナリ」（同右）と言う。政府の役人は選考を厳しく公平にしなければならず、優秀な人材を確保しなければならない、と言うのだから、この第二項についても何も言うべき

ことはないように思われる。しかし、である。そのようにして「任使」された官員が「任使」された後も優秀な働きをするかどうかは別問題である。官員となって仕事をするにはひとつの制度のもとに組織の集合体として仕事をするのであり、ひとりでするのではない。そしてこの点にこそ、選考厳しく公平に優秀な人材を確保したとしても、それだけでは十分でない理由があるのである。このことを同時代人として、西よりも良く見抜いていたのが福沢諭吉であった。

福沢は、明治七年一月刊の『学問のすゝめ』の第四編「学者の職分を論ず」で官と民のあり様について以下のような指摘をしている⁽¹¹⁾。「……今在官の人物少なしとせず、私にその言を聞きその行いを見れば概ね皆闊達大度の士君子にて、我輩これを間然する能わざるのみならず、その言行或いは慕うべきものあり。また一方より言えば、平民と雖ども悉皆無気無力の愚民のみに非ず、万に一人は公明誠実の良民もあるべし。然るに今この士君子、政府に会して政をなすに当り、その為政の事跡を見れば我輩の悦ばざるもの甚だ多く、またかの誠実なる良民も、政府に接すれば忽ちその節を屈し、偽詐術策をもって官を欺き、嘗て恥ずるものなし。この士君子にしてこの政を施し、この民にしてこの賤劣に陥るは何ぞや。あたかも一身両頭あるが如し。私に在っては智なり、官に在っては愚なり。これを散ずれば明なり、これを集むれば暗なり。政府は衆智者の集まる所にして一愚人の事を行うものと言うべし。豈に怪しまざるを得んや」(三八～九頁)と。

「私に在っては」とは「民に在っては」ということだろうが、次に「散ずれば」とあるように、「一人ひとりにおいては」の意であろう。そして「官に在っては」は「集むれば」とあるように制度のもとに組織の集合体をなす政府のことである。選考厳しく公平に「智」「明」の人材を任使しても、西の言うように第二宝を貴重進達することになるとは限

らないと福沢は指摘しているのである。

それではなぜこのようなことになるのか。福沢は次のように指摘する。「畢竟その然る由縁は、かの氣風なるものに制せられて人々自ら一個の働きを逞しうすること能わざるに由って致すところならん乎。維新以来、政府にて、學術、法律、商売等の道を興さんとして効驗なきも、その病の原因は蓋しここに在るなり」（三九頁）と。かの氣風とは、「一種無形の氣風」と呼ばれる「卑屈不信の氣風」であり、「人民はやや權利を得るに似たれども……依然として旧に異な」（三八頁）っていないのである。この氣風に関しては、西も『明六雜誌』第三十二号（明治八年三月）の「國民氣風論」で必らずしも福沢と同じとは言えないが、同様の指摘⁽¹²⁾をしているけれど、なぜか、「人生三宝説」のここでの論点についての福沢に見られるような観点はとられていない。そのためであろうか、西が「此第三項、即チ政府自己ノ三宝ヲ保存スルヲ以テ、其会社全列ノ目的ヲ達スル為ニ、先ツ取ルヘキ方略ノ、最大緊急事務トシ」という箇所について、ヘイブンスは、「国家は他の義務、近代政府にとって困難だが不可欠の課題に應ずる前に、自らを整えなければならない、と西は考えている。西のこの点に関しての際立った強調は、彼がその一員であった明治新政府への批判として理解さるべきではない。むしろそれは多分、幕府の衰退していく行政機構についての洋学者や多くの志士たちの側からの幕末期の大不安に根去している⁽¹³⁾」と述べているが、明治新政府への批判云々は別として、その通りだと思われる。

さて、福沢は『学問のすゝめ』でこのように指摘する一方、同時期、或いは少し後の時期に書き始めたとされる『文明略之概略』においても同様の指摘をより明確に概念化して指摘しているので、それを見ておこう。第四章「一国人民の智徳を論ず」の続きとしての第五章「前論への続き」において、「衆論」について論じている。「……衆論とは、即ち国

内衆人の議論にて、その時代にありて普く人民の間に分賦せる智徳の有様を顕わしたるもの」と定義した上で、衆論について言うておかねばならない「二箇条」がある、それは「衆論は必ずしも人の数に由らず、智力の分量に由りて強弱ありとのこと」と「人々^{にんにん}に智力ありといえども、習慣に由てこれを結合せざれば衆論の体裁を成さずとのこと」（以上一〇〇頁）である、とされる。拙論で差し当り関係あるのは後者である。後者の説明の冒頭で「人の議論は集^{あつまり}て趣を変ずることあり」（一一三頁）と「いわゆる衆智者結合の変性なるもの」（一一四頁）について語り始める。臆病な人間が三人一緒に暗夜の山路を行けば恐れることないが、これは「三人の間に生ずる勇氣」のおかげであり、十万の勇士が風の音鶴の鳴き声で一斉に逃げ出すのも「十万人の間に生ずる臆病」によるのである⁽¹⁴⁾。さらに「人の智力議論はなお化学の定則に従う物品の如し」（以上一一三頁）と言う。一人の人間のもつ性質能力が、複数集まると、それは単純なたし算によって得られるのとは異なる集合体の性質能力が生ずる、すなわち全体は諸部分の総和ではなく、諸部分相互の関係によって全く新しい性質能力が生ずるのだ、と言うのであろう。新しいマイナスへの性質能力の生成（先の十万人の勇士の例）の例としてさらに挙げられるのが、「近来日本に行わるる諸方の会社なるものを見るに、その会社いよいよ大なれば、その不始末^{いよいよ}愈甚しきが如し」（同右）という例である。「方今にて結社を企る者は大抵皆世間の才子」であるのに、「この才子、相会して事を謀るに至れば、忽ちその性も変じて捧腹に堪えざる失策を行い、……その会社中の才子も自^{みづ}からその然る所以を知ら」（一一三～四頁）ないのである。

以上のような例を提出したあと、拙論にかかわる指摘が次のように語られる。「また、今の政府の官員も皆国内の人物にて、日本国中の智力は大半政府に集るといふも可なり。然りといえどもこの人物、政府に会

して事を為すに^{あたり}当てはその処置必ずしも智ならず、いわゆる衆智者結合の変性なるものにて、彼の有力なる曹^か達と塩^{ソーダ}酸と合して食塩を生ずるの理に異ならず。概していえば、日本の人は仲間^{むすび}を結て事を行うに当り、その人々^{にんにん}持前の智力に比して不似合なる拙を尽す者なり」（一一四頁）と。それではなぜこのようなことがおきるのか。福沢は、それが生ずるのは「日本人が無議の習慣に制せられ」（一一七頁）ているからだと言う。

日本の場合に反して、「西洋諸国の人民必ずしも智者のみにあらず。然るにその仲間を結て事を行い、世間の実跡に踴わるる所を見れば、智者の所為に似たるもの多し」（同右）である。それは、西洋諸国においては「仲間を結て公使の事務を相談するの風」（同右）、すなわち「衆議の法」（一一五頁）があるからである。それゆえ、「概していえば、西洋諸国に行わるる衆論は、その国人各個の才智よりも実に高尚にして、その人は人物に不似合なる説を唱え不似合なる事を行う」（同右）ことが可能になるのである。中間的に総括してこう言われる。「……西洋の人は、智恵に不似合なる銘説^{となえ}を唱て、不似合なる巧を行う者なり。東洋の人は、智恵に不似合なる愚説^{はき}を吐て、不似合なる拙を尽す者なり」（同右）と。

それではなぜ西洋には「衆議」の習慣が確立され、東洋は「無議の習慣」に制せられることになったのか。西洋においても「無議」の習慣は一朝一夕に確立されたのではなく、数百年の時間をかけて序々に確立されてきたのであるが、東洋においては専制政府のもとに「徒党を禁ずるの法」を設けて人の集議を妨げ、西や福沢の指摘するような「国民気風」が形成されて、「無議の習慣」が識らず知らずのうちに「第二の天然（＝性質）」（同右）となってしまったのだ、と指摘される。「習慣の久しき、その風俗を成し、遂に今の有様に陥りたるなり」（一一六頁）。

しかしそれはあくまで習慣であるのであって、「天然の欠典（＝点）にあらず、習慣に由て失うたるものなれば、これを恢復するの法もまた習慣に由らざれば叶うべからず。習慣を変ずること大切なりというべし」（一一八頁）と、国民気風を変えて、習慣を「無議」から「衆議」へと変えなければならないと主張される。

以上が福沢の指摘主張であり、西のように単に優秀な人材を集めるだけでは「政府其本分盡シ、責任ヲ果」すことはできないと考えている点で、西より一步進んでいると言えるであろう。

西のテキストに戻る。「其三」については、蓋シ政府ノ出納分賦ヲナスハ、猶人ノ富有ヲ処置スルカ如シ、今虚費、浮糜、国帑支ヘサレハ将ニ之ヲ継クニ重税厚斂内外負債ヲ以テセムトス、乃チ個々人々第三宝ヲ忽略シ之ニ継クニ、貧乏ヲ以テシ、負債ヲ以シテ、竟ニ盜竊ニ陥ルト、何ソ異ナラム、故ニ重斂、厚税ハ一身上ニ在テ、盜竊ト類ヲ同ウスル者ナレハ、政府ノ第三宝ニ於ル、尤モ貴重シ、尤慎重セサル可ラサル所以ナリ」（五三九～五四〇頁）と言う。政府が出納の配分を厳しくし、無駄な経費をなくすようにするのは、個人が富有を考慮するのと同じである。無駄な経費をなくすようにしないと、不足分を重税や外債や国債に頼らざるを得なくなり、個人が富有を粗末にして貧乏になり借金に頼るようになり、あげくの果て盗みをはたらくのと同様である。重税は個人の場合の盗みと同じであるから、政府はそうならないよう第三宝を貴重しなければならない、と言うのである。

それではこのように指摘されたことをどのように実現するか。優秀な人材を集めたところで、それがなされるという保証は「其二」において見てきたが、「衆議」の手續については福沢もそこでは触れていなかった。この点について、『明六雑誌』上で、津田真道、神田孝平が触れているので、神田のそれを見ておこう⁽¹⁵⁾。

「財政変革の説」(『明六雑誌』第十七号、明治七年十月)で神田は「我邦徒来ノ財政ヲ案スルニ士農工商等何業ニ限ラス政府ヨリ其利分相等ノ税額ヲ賦課シ時ヲ以テ徴収シ其聚リタル総数ヲ以テ歳入トシ再ヒ分配シテ以テ各種ノ政費ニ充ツルナリ是量入為出ノ古法ニハアレト方今漸ク弊害アルニ似タリ」(一・オ)と始める。政府の出納を従来のやり方でやっているといろいろの弊害が出てくるという。その弊害とは歳入歳出が不安定になったり、税の徴収洩れを疑って取り立てが酷しくなり過ぎたり、収税が滞ったり、税則の勝手な変更をしたりすることであり、また、「人民ハ政府ノ定次第税ヲ納ムレハ一切義務ステニ終ルトシ政事ハ政府ノ請合仕事ノ姿トナリ人民殆ト国家ノ安危ヲ意トセサルニ至ル」(同右)と人民の政事的無関心を指摘し、福沢の言う「日本にはただ政府ありて未だ国民あらずと言うも可なり⁽¹⁶⁾」に通ずる考え方を示している。だから速かな改革が必要だと言う。その改革とは、「

- a 先ツ民撰議院ノ制ヲ定メ
- b 第二会計検査ノ一局ヲ指キ
- c 第二各寮司ヲシテ翌年間ノ政費ノ見積リヲ為サシメ集メテ政費ノ総額トシ
- d 民撰議院ノ公議ヲ経テ其額数ヲ確定シ
- e 之ヲ国中ニ配当シテ徴集シ
- f 政費ニ充テ
- g 使用終テ後ニ見積高ニ照シテ精算シ
- h 更ニ民撰議院ノ公議ヲ経テ以テ完成ニ至ルナリ」(一・ウ)

という手続きによって政府の出納を計るようにすることである。これは現在の日本の制度ともそうかけ離れた(eを除けば)主張ではない。民撰議院の役割は多々あるが、財政に関する点で言えば、「夫レ人民ハ給料ト費用ヲ出シテ政府ヲ雇ヒ政ヲ為サシムル者ナリ政府ハ人民ニ雇ハレ

給料ト費用ヲ受テ政ヲ為ス者ナリ」(同右)と、一種の社会契約説的考えを述べているが、これも福沢(は明確な虚構として社会契約説を主張しているが⁽¹⁷⁾)と同様な考えであると言えるだろう。だからして、と神田は言う。「而シテ民撰議院ノ會議ハ人民ヨリ政府ヘ対シ翌年ノ注文ヲ為シ政府ヨリ人民ヘ対シ昨年政事ノ仕上ケ勘定ヲ為ス者ナリ」(同右)と。すなわち、神田は財政権が民撰議院にあると主張しているのである。(以上 a)

そして民撰議院の会議は重要だが、「議院ハ多人数ノ事ニモアリ且ツ時ヲ以テ聚散スル」のであるから、会計の検査に専念できないので、公選により人を選んで「会計検査局」を設置することとする⁽¹⁸⁾ (b)。以下 c から h についての詳論がなされるが、ここでは、西が「内外負債」を否定的に捉えている点に関して、神田の「公債」「国債」論についてだけ (e に関わる) 触れておこう。

西は先に引用したように、「今虚費、浮糜、国帑支ヘサレハ将ニ之ヲ継クニ重税厚斂内外負債ヲ以テセムトシ」と、経費の無駄使いにより歳入が足らなくなってそれを補うために重税を課したり、内外債を発行せざるを得なくなるのは不可としている。もち論絶対的に内外債の発行を不可としているのではないであろうが、それについては言及していない。

神田は、「人民ハ可成丈税ノ輕キヲ欲ス」から、「會議ニテハ政費見積高ヲ可成丈省略シ万々要用ノ分ニ非サレハ記入スルコトヲ承諾」しない、しかし「政府ニ貯金ハナキ筈」なので、「一旦事変ノ生スル時ニ見積外ノ財用ヲ要スルコト」もあり、「カ、ル時ニハ臨時ノ會議ヲ開キ其事由ヲ詳述シ會議ノ承諾ノ上ニ公債証書ヲ発行シ一時ノ急ヲ弁シ其利金(＝利子)ト年賦消却ノ割合金トハ翌年ヨリ歳費見積ノ内ヘ盛込ミテ闔国(＝全国)人民ヨリ之ヲ取立ルナリ」(三・ウ)と言うが、結局人民の負担であることには変りないことになる。「事変」が何かの事業を興すこ

となら場合によってはその収益で償還することも可能になるだろうが。ただしそうでなくても少なくとも「公債証書」の発行が、経常政費でなく、何か「事変」がなければ認められないことには変りはないので、この点では西の主張とは異ならないことは確かである。そして「国債ノ法利アリ害アリ」(四・オ)として次の点を列挙する。「

- a 之ニ特ミテ可成丈租税ヲ減スルコトヲ得
- b 民間資材アリテ子母術ヲ行サル者仮令ハ寡婦孤児官吏僧侶ノ類公債証書ヲ買テ安全ノ利ヲ坐収スルコトヲ得
- c 民間死金之ニ依リテ活動ヲ得ル (以上利)
- d 執政等国財ヲ濫用シ之ヲ挾テ威権ヲ張り国民ヲ圧抑シ国家転覆ノ大禍ヲ醸成スル (害)」

このように国債の利害を列挙した後で国債について次のように結論する。「要之国債ハ国会ノ承認ヲ経サレハ増減セサルヲ法トスヘシ善ク如此ナレハ庶幾クハ長ク其利ヲ収メ其害ヲ避クルコトヲ得ヘシ」(以上四・オ)と⁽¹⁹⁾。

以上神田の財政改革の説を概観してきたが、神田は最後に、民撰議院設立を前提にした財政改革が、人民に「国事ヲ憂フル心ヲ生スル」(四・ウ)し、「国運次第ニ隆興」(五・オ)させると結論する。すなわち、「余竊ニ以為ク善ク此法ニ従フ時ハ国家ノ利益際限アルヘカラス第一執政国財ヲ濫用スルノ弊ナク人民亦用途不分明ノ税金ヲ納ムルニ及ハス国家ノ財計玲瓏透徹官民ノ間毫モ猜疑ノ心ヲ貯ヘス互ニ赤心ヲ吐露シ民間ノ事ハ民間ノ自由ニ任セ置キテ差支ナキカ故ニ許多ノ官員ヲ省約スルコトヲ得 (西の「贅官冗員無カラシムル」は具体性に欠けていたが。傍点筆者、以下同じ) ヘシ」(四・オ)で、さらにまた「実ニ是迄地方ニ許多ノ官員ヲ要シ政府ニ酸 (=残) 酷苛察ノ吏ヲ要スルカ如キハ人民モシヤ税ヲ免ル、者ナキヤトノ猜疑ニ出ツル者ヲ多シトス」(四・オ～

四・ウ)である。そして「就中此法ノ国ノ為ニ鴻益アルハ人民油然トシテ国事ヲ憂フルノ心ヲ生スルニ在リ是レ其成敗得失遂一自己身上ニ関涉スルヲ以テナリ……人民ノ風習好テ国事ヲ論スルニ至レハ知識次第ニ開ケ（この考え方は、民撰議院尚早論者と逆の主張である）次第ニ万国ノ事情ニ通シ次第ニ急要ノ事務ヲ曉リ次第ニ経国ノ人材ヲ生シ国運次第ニ隆盛スヘシ」（四・ウ～五・オ）と結んでいる。

以上、西の第三項の「政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務」についての見解を福沢や神田の見解と照し合わせながら見てきた。

第三項が次のように要約される。「贅官ヲ省キ冗員ヲ汰シ、濫選ヲ慎ミ、泛援ヲ戒メ、虚費ヲ抑ヘ、浮糜ヲ裁スルハ、政府其会社全列ニ対スル、最大義務ナリ」（五四〇頁）と。そしてさらに次のように続けられる。「故ニ此義務ハ、前ニ項ノ義務、即チ合法上保護ノ義務ト並ヒ、彼ヲ積極ノ義務トシ、此ヲ消極ノ義務トス、何トナレハ保護ノ義務ハ、政府ノ為ササル可ラサルノ義務、即チ責分ニシテ、贅官、冗員、濫選、泛援、虚費、浮糜、ノハツ（六ツの誤記カ）ハ、決シテ為ス可ラサルノ義務ナレハナリ、如此ク表裏、内外ノ義務アルハ、獨リ政府ノミニ限ラス、前篇ニ云フ、他ノ会社ノ如キモ、或ハ政府中ノ一官、一局、一司、等ノ如キモ、此二成分（＝積極消極二つの義務）ヨリ成ラサルハ莫シ」（同右）と。ここで「積極ノ義務」「消極ノ義務」と命名されているが、この「積極」「消極」という語は、「人生三宝説（二）」で「人ニ接スルノ要」に「三大例規」が挙げられた際、「命スルニセヨヲ以テシ」だから「積極」、「命スルニ勿レヲ以テシ」だから「消極」と言われた（三十九・二・オ）ことに対応していて、「為ササル可ラサル」だから「積極」、「為ス可ラサル」だから「消極」と言われていることは明らかである。

「政府中」の部局に関して「裁判権アレハ、其内政部アリ、海陸軍アレハ、其内政部アルカ如シ」で、「之ヲ家道ニ推スモ、亦然リ」で、「洋

語之ヲ「アドミニスト、レーシウン（＝administration 経営）」と云フ」（五四〇頁）と、政府という会社も個別の会社も同じことが妥当すると駄目押しがなされるが、「家道」については「亦然り」と言われるのはどうだろうか。「家道」にあつては、「虚費、浮糜」についてはともかく、「贅官冗員」「濫選、泛援」とは。それとも或いは使用人などを雇うことが念頭に置かれているのだろうか。

「然ルニ古ヨリ国ノ以テ廃興、存亡スル所以ノ者ヲ觀ルニ、政府タル者、常ニ前二項ノ合法上ノ義務ヲ行フニ、長短アルニ非スシテ、此第三項、即チ自己ノ三宝ヲ忽棄スルヨリ、顛覆亡滅ノ禍ヲ取ルコト、比々然ラサル莫シ、」（同右）と、すなわち歴史上の国の興亡を見ると、その原因は「前二項ノ合法上ノ義務」をうまく果せたか否かによると言うよりは、「自己ノ三宝ヲ忽棄」したがために亡びた場合が、圧倒的に多いのである、と指摘される。これは個人についても言えることで、「一人ノ身ニシテ、酒色以テ其健康ヲ害シ、頑鈍以テ其知識^{（クラ）}ヲ憐マシ、放逸以テ其富有ヲ傾敗スルカ如シ、亡シスシテ何ヲカ待タム」（同右）と言われるが、この例もいかがであろうか。言われていることはその通りだが、ここでの場合の例として言うなら、「一人ノ身ニシテ」身を亡ぼすのは、「酒色以テ其健康ヲ害シ、頑鈍以テ其知識ヲ憐マ」すよりも、「放逸以テ其富有ヲ傾敗スル」「比々然ラサル莫シ」とすべきであろう。

この政府第三項の事務「政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務」について、ヘイブンスは次のように述べている。「国内的政治改革は一八六〇年代のもっとも保守的な知識人を除いたあらゆる知識人の揺ぎない要求であった。このことにより西の一八七五年における高潔な政府（この「人生三宝説（四）（五）」で論じられているような）に対するきわだった関心が説明されるかもしれない^{（20）}」と。（続く）

注

- (1) 以下引用に際して前稿にならい、「人生三宝説」五以下は『西周全集』第一卷（一九七一年、宗高書房）から、必要に応じて一〜四からの引用は『復刻版明六雑誌』（一九九八年、大空社）による、それぞれの頁数を示す。
- (2) 「警部ノ一種」が、テキストでは、「衛生」にかかるのか、「民法裁判、刑法裁判」にかかるのか判然とせず、常識的には「民法裁判、刑法裁判」にかかると読むべきかとも思われるが、それは「民法裁判、刑法裁判」は三宝のすべてに関わると考えられるので、「警部」が同様に三宝のすべてに関わると考えられる以上、「警部ノ一種」を「警部の一部」と解して、「衛生」にかかると読んでおく。同様の表記が「外交外務、兵備海陸軍」（五三六頁）においても見られることを付記しておく。
- (3) 刑法について、西は、「既発ノ傷害ヲ復スルニ道ナシト雖トモ、因テ以テ他ニ及ホシ、未発ノ傷害ヲ保護スル者ナリ」と、三宝保護の観点から、現在言われるところの法益保護機能のことを言っているのだと思われるが、同じく、三宝保護に関わると思われる自由保障機能については言及していない。
- (4) なお『百学連環』において民法と刑法について触れているので、参考までに以下に引用しておく。「万国公法（＝国際法）を除き、輒近哲学上の法学たるものは分て二ツの區別とす。即ち佛郎語にて一ツを *droit privé* とし、一ツを *droit publique* とす。私権を *droit civil* 國・法 世の民法と訳するもの と言ひ、公権を *droit politique* 政・法 世の国法と訳するもの と言ふなり。又 *droit commercial* 法 なるあり。即ち国法に属するものにて民政の一種たり。又 *droit criminel* 刑・法 なるあり。即ち政法に属して其一種なるものなり。（第二篇 殊別学 三 政事学（法学）、（三）確定国法（＝実定法）、『西周全集』一九七〜八頁）。
- (5) 『文明論之概略』二七四〜五頁（岩波文庫、一九九五年）。
- (6) 「巳ム」とあるが「已ム」と訂正。
- (7) 遠山茂樹『明治維新』二八六〜七頁（岩波全書、一九六六年）。なお「内は以て……」の文言は、山縣有朋の明治七年一月の奏議中のものとのことである。
- (8) 以下「政府自己ノ三宝保存ニ属スル事務」と「道德上ノ義務、即ち道義」については、「人生三宝説（六）」が「人生三宝説（五）」のこの二つの項の「余論」とされているので併せて読んでいくこととする。すなわち、（六）の冒頭でこう述べられている。「此前五篇ニ於テ、治人ノ道モ、亦三宝ヲ貴重スルノ外ナキヲ論シタレトモ、猶盡サル所アルヲ以テ、爰ニハ其余論ヲ述フヘシ、前篇ニテ、事務分掌ノ事ヲ論シ、分チテ四項トナシタリ、此四項ノ中、第一、第二ハ、内外正変ノ別アリ雖トモ、要スルニ、政府合法上ノ責分ニシテ、

政府ノ以テ政府タル義務ヲ盡スハ、此二項ニ在リ、而テ第三項ノ事務ハ、……」（五三八頁）と記され、さらに「而テ第四項ノ事務ニ就テ、……」（五四一頁）と続いているからである。

- (9) なおこの目的と方略については、後の明治一七年五月に『東京学士会員雑誌』に発表した「論理新説」という論考があり、その中にも次のような表現が見られる。学を西独特の表現による観門（＝理論的学）と行門（＝実践的学）に区分した観点に則して語っている。「……即チ目的〔エイム〕及ヒ方便〔ミインス〕ト云フ事ナリ、此二ツハ行門ノ論理ニ欠ク可ラサルモノニシテ、先ツ目的ヲ審ニシテ後ニ之ニ達スルノ方便ヲ講明スルコトハ、譬ヘハ目的ハ即チ鵠のニシテ、方便ハ即チ弓矢ナリ、其正鵠ハ易フ可カラスト雖トモ、弓矢ハ種々ノ種類ニ分ツ可シ、……」（『西周全集』第一巻、五七六～七頁）。「人生三宝説」の約七年後のものなので、ここでの解釈には、拙稿は援用せずに、単に指摘するにとどめておく。「論理新説」について触れたものとして、小泉仰『西周と欧米思想との出会い』（三嶺書房、一九八九年）第六章第四節、「西周の「行門の論理」とその適用」（三一頁～三三〇頁）参照。
- (10) この箇所の「果サム」と読んだ部分は、全集本によると、日偏に卸という字が使われているが、諸稿の『大漢和辞典』をはじめ、数種の漢和辞典にあたってみたが、いずれの辞典にも載っていない漢字であり、正確な読みは不明。なお、植手通有も現代語訳にあたって「責任をはたさんと欲せば」と読んでいる。（中央公論社、日本の名著 34『西周、過当弘之』二四七頁）
- (11) 『学問のすゝめ』（岩波文庫、一九九七年）からのこの前後での引用は頁数のみ記す。『文明論之概略』（岩波文庫、一九九五年）についても同様。
- (12) 「国民気風論」については、前々稿（『明六雑誌とその周辺』所収、三六～八頁）を参照。
ただし、「内地旅行論」（『明六雑誌』二十三号、明治七年十二月）において、前稿で触れたように、「御一新後七年ト云フ星霜ヲ経テ人間ノ身体モ骨力カラ変ツタ」という見解を示して、国民の気風が変わったかのような言い方をしているが、これは福沢により批判されていて、西と福沢は見解が異なるとした方が良いのかもしれない。
- (13) ヘイブンス、前掲書 p. 160.
- (14) ここで言われている例は、確証（福沢が読んだという）はないが、『平家物語』中の「富士川合戦」（岩波日本古典文学大系 32、『平家物語 上』三七三～四頁。）における平家方敗走などが念頭にないだろうか。
- (15) 神田、津田については、前稿で、民撰議院論争とのかかわりで簡単に触れた。前稿「西周

「人生三宝説」を読む」(二)、神奈川大学『人文研究』一五七号二七頁。

- (16) 『学問のすゝめ』(岩波文庫、一九九七年、四一頁)
- (17) 同右、六五頁。「……一国の人民は即ち政府なり。その故は一国中の人民悉皆政をなすべきものに非ざれば、政府なるものを設けてこれに国政を任せ、人民の名代として事務を取り扱わしむべしとの約束を定めればなり。故に人民は家元なり、主人なり。政府は名代人なり、また支配人なり」。ただし福沢は神田の主張とは異なり、民撰議院を前提に社会的契約的な考えを述べているのではないことに注意する必要があるが。福沢はこうも言っている。「……国民の総代として政府を立て、善人保護の職分を勤めしめ、その代として役人の給料は勿論、政府の諸入用をば悉皆国民より賄うべしと約束せしことなり。……」(同五四頁)。「……元来人民と政府との間柄は、もと同一体にてその職分を区別し、政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ずこの法を守るべしと、固く約束したるものなり。譬えば今、日本国中にて明治の年号を奉ずる者は、今の法に従うべしと条約を結びたる人民なり」(同二五頁)。虚構の社会契約説と言われる由縁である。
- (18) 会計検査の部局を置く点で、津田の主張も同じである。『明六雑誌』第十五号(明治七年八月)の「政論 四」で津田はその設置を神田とは異なった理由でこう述べる。「……(西洋諸国では)夫ノ歳出歳入ノ総額等國家ノ大会計ハ特ニ民撰議院ノ監督スル所ナリ然リ而シテ此ノ如キ國家ノ大会計ノ瑣細ナル諸會計ノ合計総額ナリ……然ルニ此ノ如ク瑣末ノ事ヲ査勘スルハ國家ノ大政ヲ議シ天下ノ大事ヲ論スル議議員ノ間(＝閑)暇ナキ所ニシテ且其能ク為ス所ニ非ズ」(傍点筆者)だから「統計院(＝会計監査院)」(以上七・オ)を設けているのだと述べて、それはわが国の「大蔵省内検査寮」(七・ウ)に類するものだけれども、この検査寮は種々の理由からうまく機能しないので、「方今ノ計ヲ為ス太政官直隸特立ノ統計院ヲ建テ歐洲各國該院ノ規則ヲ酌量シテ章程ヲ定メ官省院使寮司府県鎮台(＝陸軍)提督府(＝海軍)裁判所官立学校国立銀行等一切ノ會計細大遺ス所ナク本院ニ送致シ本院ニ於テ復算検査シ錯謬ノ差モ之ヲ訂正シ機密明亮ナル報知表ヲ作り……」(七・ウ～八・オ)とするのが良い、と提案する。
- (19) 会計検査及び国債について、さらに若干時期はずれるが明六社以外の人、小野梓の見解にここで触れておこう。小野は『国憲汎論』(明治九年五月起稿、同十五年八月脱稿。引用は早稲田大学大学史編集所編の『小野梓全集』第一巻、一九七八年、による。)の第四十一章「会計の事を論ず 一」で会計(＝財政)について論じているが、そこでは、会計と政治との関係、会計の予算、租税の賦課、国債の募集、会計の検査等について触れているので後二者について見ていくことにする。

「国債の募集も亦た国家の大事なり。蓋して一旦之を募集せば遂に人民に課税して之を消還せざるを得ず、其實一時その負担を緩にするものたるに過ぎざればなり」と、神田とは異なり明確に人民の負担が一時的には軽くなっても最終的には人民の負担になることを指摘する。「国債を起すの事間々世論の抵抗を免れ」ないが、それは「蓋し国債を起して国家の財用を利する時は、其利息を支出して之を財主に納るべきものなれば人民の負担自ら重からざるを得ず」と。そして「又た其事の行ひ易きが為め財政の務に当る者間々之に流れ易ければなり。故に勉めて国債の募集を抑制し容易に之を行はざるは其財政を維持するの一大主眼に属す」。この指摘は現在においてこそしっかり受けとめなければならないだろう。しかし「国債を起すのこと必しも害なりと謂ふべからず」と小野は言う。国民が新たな税負担の余裕がないとき、「急速にその成功を期すべき事業あらば、多少利息の損耗あるも一時国債を起し以て其事業を成し徐に之を消還^{おもむく}すればよい。国債の利不利は「着手すべき事業の性質」によって異なる（以上四九九頁）。「国債を起して其利」となるのは、「其事業の後世を利益する多く後人寧ろ多く其益を受くるものならざるを得」ない場合で、と言うのも、「一旦国債を募集せば其期短少なるも三十年若くは五十年の久しきに亙り、後人の負担間々今人に勝ることあればなり」だからである。「故に当局者の失政に由て内乱外寇を招き其費用を要する時の如きは、決して国債を募集すべきの理あるを見ず」である。したがって赤字国債などをもっての外ということになろう。つまるところ、「唯後人を利する必らず大なるものに於て之を起すべきなり」（以上五〇〇頁）と結論される。神田の指摘する国債の利害が何ともお粗末に見えてこないだろうか。最後に、神田と同様、「之を行ふや必ず国会の議決に由るべし」（同右）と付言する。

次に会計検査についてであるが、先ず「会計を検査するは会計を監督する所以にして、会計を監督するは会計の法規を維持し其紊乱せざるを期する所以なり。是を以て会計の検査に当るものは其裁定の力を保有実行するもの」（五〇一頁）でなければならないと述べ、ついで欧米の会計検査の制度の概要を紹介（五〇二～五〇四頁）した後、それを検討して「其裁定の力を保有実行」するのにいかなる制度がよいかが検討される。先ず組織についてであるが、欧米の制度から二種類の制度が抽出されて、その一は「行政官に委し其検査監督を為さしむる者」であり、その二は「一種不羈の官衙を置き之れが検査監督に従事せしむる者」である。検査官の必須の要件は「独立不羈自ら守る所ある」ことであり、「行政官職の氣息を伺ひ其行為を左右するが如きあらば、会計の当否因て決する所を失し其公共の帑幣を冗費せざるもの殆んど希^{まれ}れ」であるから、「独立の位置」が必要である。「故に其事に従ふものは毎に氣脈を国会に通じ行政官以外に在て自ら立つものに非らざるなきを

得ず」とその二を良しとする。そして白耳義^{ペルギニ}の制が最も良いとするが、それは「蓋し白の制は国会其吏員を撰択して之を任じ又之が任期を定め、一面は検査の専横を抑へ一面はその独立を保領すればなり」（以上五〇四頁）と言われる。

次に「会計を検査するの法」について論じる。「抑も検査官を置き会計を検査せしむるは、当該吏員の非違^{（イマシ）}を警め、会計に加ふるに検束を以てし以て冗費なからしめんと欲するなり」であるから、「能く当該吏員の非違^{（イマシ）}を匡すに足り所謂の会計の検束を実行するを得ば則ち可なり」であり、そのためには、「出納の前」と「出納の後」のどちらに検査をするのが良いかが検討される。後者の場合、「当該吏員の非違^{（イマシ）}を匡すを得ると雖ども、事既に過去に属し非違既に成れるの後に在り、其会計を検束して冗費なきを期するの実自から現時に挙げず、唯だ僅かに将来を戒飾し以て其検束を後日に加ふるに過ぎず」であるのに対して、前者の場合なら、「出納の前に在て予め其当否を検し之が出納を監督せば、其非違を遂げざるの前に在て早く既に之を匡し冗費を現在に省くの実自から挙げ」るから、検査は「出納の前」が良しとされる。しかしそうなると検査官の仕事は膨大な量になりその員数も膨大なものになることを小野は思い及ばないのだろうか。そして更に「検査に係る法規の要」が二つあり、それは「決算認可の証を発す」と「断案を下して当該吏員の過失を処分す」であると言う。後者は会計検査に当該吏員の過失を指摘するにとどまらず、なぜそうするかは、彼なりに論じてはいるが、その処分の権限を与えることまで検査の内容を拡大している。前者は、結局、検査が「出納の前」が良いとしながら、「出納の後」にも検査を行うことになるのではないだろうか。

以上が小野の見解の概略であるが、現在とられているところを見るに、組織としては小野の方向、検査するの法は小野の否定した方向にあるのではないだろうか。